

## 令和2年12月定例会

### 義務教育における保護者や教職員の負担軽減についての質問

- ・保護者の経済的負担軽減について
- ・教職員の負担軽減について

#### ◆10番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

今回の質問につきましては、当初9月議会で行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一般質問は中止となり、書面にて回答をいただきました。その内容についてさらに詳しく質問させていただきます。

今年1月16日に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症ですが、間もなく1年がたとうとする今も全世界で猛威を振るい、日本においても第3波と言われる感染拡大は大変深刻な状況となっています。

新型コロナウイルス感染症は経済にも大きな影響を及ぼしています。4月―6月期のGDP国内総生産は年率換算でマイナス27.8%となり、リーマンショック後の1月―3月期の年率マイナス17.8%を超えて戦後最悪のマイナス成長を記録しました。

そして、今月16日に発表された7月―9月期のGDP速報値は年率換算でプラス21.4%となりましたが、4月―6月期の落ち込みの半分強を回復したにすぎないとのことで、コロナ禍前の経済規模に戻るには早くても3年、遅ければ5年以上かかるとの見方も出ています。

また、厚生労働省の調査では、新型コロナウイルスの影響での失業者は既に7万人を超えたと報告がありました。しかし、これはハローワークなどで把握できた人数であり、実際に仕事を失った人は桁違いに多いと見られています。

そして、今年の冬の民間企業のボーナスは前年比マイナス10.7%と、リーマンショックを超える減少幅を記録するとの予測が出ています。このような厳しい社会情勢を鑑みて、小中学校の児童生徒の家庭の経済的負担の軽減についてまずお伺いさせていただきます。

文部科学省が行った保護者が支出した1年間子供1人当たりの経費の実態を捉える子供の学習費調査の最新の結果では、公立の小学校で32万1,281円、中学校で48万8,397円と公表されました。公立の義務教育であっても家庭にかかる経済的負担はとて大きなものとなっています。子供たちが学ぶ学校の運営を支えるには様々な費用が発生します。その費用は公費と私費の2種類があり、公費の財源は税金であり、私費は保護者が払っているお金です。公立の義務教育であっても保護者の負担しなければならない私費は大変高額となっています。

そこで、この公費と私費についてお伺いします。公費負担と私費負担の判断基準は何か。判断基準は明文化しているか。教育委員会は判断基準の周知徹底をしているか。以上3点につきましてお伺いし、最初の質問とさせていただきます。

◎教育長（峯村秀則君）

ただいま保護者の経済的負担軽減に関わって義務教育の公費と私費についてご質問いただきました。

公費と私費の基準についてでございますが、毎年長野県教育委員会から「学校徴収金の基本的な考え方について」という通知が出されておりました、その文書を基に公費負担と私費負担を区分しております。原則として、公費負担をすべき経費の考え方は学校運営に関する経費でありまして、学校共通の水準の維持に必要な経費と示されております。

具体的には、施設の建設、維持、補修に要する費用や備品の購入、修理に要する費用、生徒の心身の健康、安全に係る事業に要する費用、授業に要する経費として、例えば理科の実験資材などがございます。

私費負担の考え方は、学校での教育活動に要する費用のうち、授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属するなど、その直接的利益が児童生徒に還元されるものに関する経費は保護者負担として示されております。

例としましては、制服、運動着等の学校指定の被服類や辞書、テキスト等の副教材の費用、修学旅行、遠足、芸術鑑賞の行事費用、課外活動として例えば部活の遠征費、生徒会、文化祭等の経費は保護者に負担していただいております。

判断基準の明文化と周知につきましては、上小校長会において長野県教育委員会からさきに述べた「学校徴収金の基本的な考え方」という通知が出ておりました、これをもって明文化としたいというふうに考えております。また、周知につきましては、県の判断基準に沿って各小中学校に周知しております。以上でございます。

◆10番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

8月になりますが、教育委員会にもご協力いただき、市内全小中学校にアンケート調査をさせていただきました。その結果を基に幾つかお伺いいたします。

まず、かねてより保護者負担が大変大きいと聞いていた学校で行われているテストにかかる費用についてお伺いします。

学校で行われるテストには業者から購入したり、業者に印刷を依頼したりと費用がかかるわけですが、アンケート結果では、小学校6年生で年間1人当たり、一番少ない学校で1,200円、多い学校で4,420円、平均で約3,500円との回答をいただきました。

また、中学校3年生では2,500円から1万2,722円、平均で約8,000円と金額は大きくなっています。

このテストにかかる費用につきましては、ほとんどの学校では学年費等から支払われ、実質保護者負担となっていますが、一部の学校では消耗品費等の名目で公費から支払われていました。同一市内の義務教育の公立校において、このように同じ名目でありながら私費と公費の取扱いの違いがあるのは公平性に問題があると思います。

これについて9月議会における書面での質問に対しては、学校の裁量に任せているところですのでの回答をいただきました。

これはとても疑問に感じます。学校の裁量に任せ、学校間で公費負担か私費負担かで対応が異なるのは公平性の観点から問題であると考えますが、見解はどうか、お伺いいたします。

◎教育長（峯村秀則君）

ただいまご質問いただきましたテストに関する費用でございますが、学校によってテストをする時期と回数が違うことから費用に差がございます、保護者負担額が異なります。

小学校ではワークブックやドリル等と同じく教材会社からテストを購入しております。学校ごとに、また学年ごとにどの教材会社のテストを何回行うかを決めております。

一方、議員ご指摘のように、児童数の少ない小学校の中には配当されている予算の一部から支出している学校もございました。

今後、保護者負担の在り方に関して上田市教育委員会の方針を周知し、配当予算の執行方法について指導してまいりたいというふうに思っております。消耗品費が潤沢にあったので支出したと思っております、消耗品費の減額等も考えていかなければいけないなというふうに思っております。

さきに申し上げましたように、どの教材会社を選ぶか、テストを何回行うかは学校や担任が選択して決定しておりますので、上田市教育委員会で教材会社の選定や回数を決めることは考えておりません。テストの時期や回数自体に差があることから公平性に問題があると捉えておりません。どうか上田市教育委員会の方針をご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

◆10番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

憲法第26条で、義務教育はこれを無償とするとされています。また、教育基本法第5条では、授業料を徴収しないと定めています。また、学校教育法第5条では、学校の設置者は学校の経費を負担するとされています。

このことについて議論をするつもりはありませんが、現状は義務教育であっても多くの保護者負担があるわけです。公費、私費の負担区分については、学校事務職員の皆さんや組合において少しでも保護者の負担軽減を目指し調査や研究を行ってくれています。ですが、実際の区分は公費で支出できる限度額が基準であり、足りない分はやむを得ず私費でお願いしているというのが実態だと思います。

ただいまご答弁いただいたように、消耗品費を減らすというようなことを言われてしまいますと、私が今回願っていることとは全く逆の方向に行ってしまうわけでございます。

公費、私費の区分表を作成することは、結果的に私費負担の固定化につながるということも懸念されるわけです。

9月議会において書面で、直接的利益が児童生徒に還元されるものに対して保護者の方に負担をお願いしていると回答いただきましたけれども、この直接的利益というのは本当に曖昧で分かりづらい回答だと思っております。ですが、現状を考えた場合、ある程度この私費と公費のグレーゾーンを広くしておかないと、現場の経理処理はできないといった実情もあるのだろうと思います。

保護者負担が大きいテストにかかる費用についてですが、松本市においては平成22年度から中学校学年費の保護者負担軽減のために、テスト印刷費を全額公費負担としています。お聞きしたところ、今年度は当初予算で約2,400万円とのことでした。生徒数で換算しますと、上田市の生徒数は松本市の65.7%ですので、1,600万円弱となります。

財源厳しい折であります。公平性の観点とコロナ禍での保護者の経済的負担を軽減するために、テストに関する費用は公費負担とすべきと考えますが、見解はどうか、お伺いいたします。

#### ◎教育長（峯村秀則君）

先ほど公費負担と私費負担の判断基準について申し上げましたが、直接的利益が児童生徒に還元されるものにつきましては、保護者の方に負担をお願いしております。テストの結果につきましては、児童生徒が家庭に持ち帰り、家族に見せたり、また学習の目当てを立てたり、反省材料に使うなど個人に帰属するものと考えますことから、個人負担をお願いするものでございます。

また、教育委員会では保護者の経済的負担を軽減するために就学援助を行っております。就学援助制度につきましては、年度当初に全ての保護者の皆さんにお知らせし、ご希望を伺っております。さらに、今年度はコロナ禍の経済的な理由によりまして就学援助制度を年度途中で新規に申請している家庭もあり、児童生徒に学用品などにかかる費用を援助して経済的負担の軽減に努めているところでございます。以上でございます。

#### ◆10番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。公費負担にするかどうかの見解はいただけませんでした。児童生徒に個人に直接還元されないような教育はないと思っております。限られた財源の中ではありますが、受益者負担主義ではなく、設置者負担主義に基づいて少しでも私費を減らす取組をしていただければと思います。

続きまして、学校制定品についてお伺いします。市内の全中学校が制服を購入することとしているのはなぜか。学校生活で制服を着用するメリットは何か。以上2点お伺いいたします。

#### ◎教育長（峯村秀則君）

中学校の制服についてでございますが、社会全体に多様化する衣服が流通している現在、自由な服装での登校となりますと、華美な洋服や学業にふさわしくない洋服も容認せざるを得ない状況が想定されます。中学生という年代は多感な思春期の時期でございます。周囲の目などを意識するようになり、必要

以上に服装を気にして学業に集中できなくなるおそれもございます。

家庭においても毎日服を替えるなど生活費を圧迫することも考えられます。学校指定の制服が決められていれば、保護者にとっても生徒にとっても毎日何を着ていくか考える必要がなく、また金銭的にも私服をそろえるよりは負担が少ないというメリットもございます。

また、他県の状況ですが、女子中学生は私服通学の場合、周囲の目を気にして冬でもスカートで通学する生徒が多いとお聞きしております。制服を決めることによって、上田市内の学校においては冬の寒い時期は抵抗なく女子生徒がズボンで通学できるという事例も聞いております。メリットは以上のように考えております。以上でございます。

#### ◆10 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

今回市内中学校の学校制定品の価格についてもアンケート調査させていただきました。対象は制服、ワイシャツ、ブラウス、体操着、かばん、上履き、その他学校で決められた入学時に買わなければならない品物になります。

その結果、男子では、一番価格の低い学校が4万9,000円、一番価格が高い学校が約8万円、女子は、一番価格が安い学校が約4万5,000円、一番価格が高い学校が約9万3,000円との回答をいただきました。アンケート結果を見て、率直に大変高いと感じました。

それと同時に、同じ市内の公立の中学校においてなぜこれほどの価格差があるのでしょうか。9月議会での書面においては、デザインの違いや素材の違いなどから費用に差が生じていると考えられますと回答いただきました。であるとすれば、低価格で購入されている学校を見習うべきです。

義務教育である公立中学校に入学する際に学校で決められた購入品だけで8万円、9万円と高額ですと、ほかにも部活動等で大きな金額が必要となってくる場合もあり、保護者にとっては本当に大変な経済的負担だと思います。先ほどご答弁いただいたメリットの中にもありましたが、家庭の経済格差が表に出にくいという貧困対策があると言われてはいますが、これでは逆に経済的負担を増す結果になっていると思います。

改めてお伺いします。市内の中学校ごとの制服の購入費用を比較すると大きく異なるが、保護者の経済的負担を考慮した場合に問題があるかと考えるが見解はどうか、お伺いします。

#### ◎教育長（峯村秀則君）

中学校の制服につきましては、デザインや材質につきましてこれまで学校と保護者で、または生徒を含めて話し合ってきたものでございます。各学校の歴史や特色などで異なるものと承知しております。購入に当たっては複数業者からの見積りを取る、既製品で対応可能か検討する、リユースの推進をするなど保護者の経済的負担を軽減する方法を今後も検討してまいりたいと考えております。今後保護者や生

徒とも相談の上、購入費用の平準化に努めていきたいと考えております。

また、先ほど議員からお話のあったアンケートでは、冬服と夏服を分けて購入するようになっておりますが、現在学校では冬服を基準に購入するようになっておりまして、夏服は任意となっていることから、両方購入する家庭はほとんどない状況でございます。

また、例年3月に各中学校で卒業式が行われるわけですが、男子生徒は3年間着た制服を着てまいります。表面は擦れてぴかぴかになっているような制服で卒業式を迎えるわけですが、思い出深い制服であること、また買換えをせずに3年間大事に着ていたのではないかなというふうに思いまして、この制服代が高いか安いかということはなかなか難しいわけですが、そういう現状もでございます。

いずれにいたしましても、購入価格が突出して高額でない限り、現状においては各中学校、保護者の皆様、生徒に一定程度お任せして考えております。以上でございます。

#### ◆10 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

二、三年前になりますが、東京の公立小学校で高級ブランドであるアルマーニの制服を導入すると話題になりました。一式で8万円強という価格が公立小学校の制服にふさわしいかどうか、随分議論になりました。

それを受けてかは定かではありませんが、その直後の平成30年3月19日、文部科学省から学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについての通知がありました。

保護者の経済的負担軽減に係る留意事項として、学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。

教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校に取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書等も参考とすること、といった内容となっております。

公正取引委員会の公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書の中でも指摘されていますが、同一市内において制服の仕様は共通化を行ったほうが価格は安くなるとされています。

9月議会の書面において、義務教育であることも踏まえて、学校間で購入費用に差がある中学校の制服を安価なものに合わせる考えはあるかと質問させていただいたところ、ただいまの答弁いただきましたけれども、同じ内容で、中学校の制服については学校と保護者で、または生徒を含めて話し合ってきたこと。これまでの各学校での歴史、学校ごとの特色などを考えますと、市内統一の制服にすることはなじまないかと考えます。と回答をいただきました。

地価も不動産も値上がりし、好景気をもたらしたバブル景気、世界規模の金融危機となったリーマンシ

ショック、そしてそのリーマンショックをも上回ると懸念されている今起きているコロナ危機、時代とともに経済状況は大きく変わっていきます。

学校と保護者、生徒で話し合っただけで決めた経緯はあると思います。ですが、今学校に通っているのは今の生徒であり、それを支えているのは今の保護者の皆さんです。今の時代、今の状況に合ったよりよい制服になるよう改善の必要があると考えます。

義務教育の公立校であることを踏まえ、保護者の経済的負担を軽減する取組を促していく考えはあるか、お伺いいたします。

#### ◎教育長（峯村秀則君）

先ほど申し上げましたように、保護者の経済的負担を軽減するため、上田市教育委員会では就学援助の制度を設けておまして、中学校入学時に制服や学用品を購入するための新入学用品費を援助しております。

小学校におきましても、入学時に必要なものを準備するため同様の援助を行っております。中学校によっては学生服は特定業者からの購入を指定するものではなく、標準マークのついている服であれば可としている学校もございます。

また、夏服については生徒、保護者と話し合っただけでポロシャツを導入するなど、夏の猛暑に対応しつつ経済的負担を軽減している学校もございます。

今、議員ご提案の全市統一の安い価格の制服ということも選択肢の一つではあると思いますが、これを実施していくにはなかなか時間がかかるというふうに考えております。制服の見直しについては保護者からの要望で変更している経過がございます。現時点では変更を望む声は聞いておりませんので、見直しについて検討する段階ではないというふうに考えますが、先ほど申し上げたとおり、就学援助等保護者の経済的負担を軽減する方法を今後も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ◆10番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

就学援助制度、これは大変よいことだと思います。しかし、今言ったように、時代に合った制服の見直し、そういったものはぜひ教育委員会が学校に任せるのではなく、取組を促していただければと思います。保護者の経済的負担軽減策として制服の再利用とカーユースなどの取組ということも行われているわけです。これが市内共通の制服ということになってくれば品数も増えますし、そういった用途も非常に増してくることが予想されます。ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、教職員の負担軽減についてお伺いします。令和2年9月定例会で行った文書質問では、コロナ禍の教職員の負担について軽減を図っていくとの答弁をいただきましたが、その実施状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

◎教育長（峯村秀則君）

コロナ禍の教職員の負担につきましては、児童生徒の学びを保障するため、授業の遅れを取り戻す工夫や調整のほか、1日1回の机や椅子の消毒、登校時の健康チェックカードによる児童生徒の健康状態の確認、検温など、通常とは異なる新たな職務が発生しておりまして、例年になく業務が増えたことで大きな負担となっている現状がございます。

負担軽減の具体策について申し上げます。本年6月に成立した国の令和2年度第2次補正予算においては、学校全体の指導体制の充実を図り、子供たちの不安を取り除き、学びの保障をするため、教員の加配、学習指導員、スクール・サポート・スタッフなど学校に追加加配する内容が盛り込まれました。

追加加配となった職種が担う業務でございますが、学習指導員と学習指導補助員は、臨時休業によって生じた授業の遅れを補うために、教員の下でチームティーチングや放課後等を利用して学習状況に応じた補習を行っております。

スクール・サポート・スタッフは、教室内の換気や清掃、健康観察のまとめ作業、印刷業務などを担います。また、スクール・サポート・スタッフについては、これまで学級数がおおむね13以上の小中学校が配置の対象とされていましたが、今回その対象を6学級以上まで引き下げ、多くの学校で活用できるようになっております。いずれも業務上において学級担任にしかできないことを明確にしながら、担任が児童生徒への指導や教材研究など、本来の業務である学びの保障に専念できるよう追加加配されたものでございます。

市では学校の状況を把握しながら、実施主体である県に対してこれらの追加配置を要望してまいりましたが、要望に基づき新たに学習指導員を4校に5人、学習指導補助員を21校に45人、スクール・サポート・スタッフを18校に21人配置することができたところでございます。負担を軽減しながらそれぞれが担うべき業務を行うことで、10月末現在では臨時休業によって生じた授業の遅れを小中ともに平均で9割以上取り戻すことができております。

また、市の9月補正予算においては、校内の消毒等の衛生管理業務の強化や学校の定期健康診断における感染症対策のため、地方創生臨時交付金を活用して養護教諭補助者の報酬等に係る追加経費を計上し、勤務時間を増やしております。養護教諭補助者の状況については、大規模校に常時6人、中、小規模校へ必要時に臨時的に17人配置しております。校内の消毒業務を養護教諭が中心となって実施しており、負担が大きくなっている現状にあることから、養護教諭補助者に消毒作業の準備等を手伝ってもらっております。

また、市内小中学校8校においては、地域ボランティアの方に新型コロナウイルス対策のための消毒、清掃作業にご協力いただいております。学校運営の大きな力となっております。

いずれにいたしましても、学習指導員をはじめ教職員の体制を整え、それぞれの負担を軽減しながら、児童生徒と向き合う時間を少しでも長く確保してまいりたいと考えております。

また、これまでと同様に、学校全体での児童生徒へのサポート、寄り添った支援を行い、充実した学校教



育活動を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆10番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

続きまして、学校給食費の公会計化についてお伺いします。

この件も9月議会において書面でやり取りさせていただきました。回答では、文部科学省からも公会計化等の推進については通知もあり、国の方向性も明確に示され、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインも策定され、メリットとして、学校事務職員等の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、業務の効率化、管理の透明性等々期待できる一方、システム導入には多額な費用が発生すること、人員体制の整備、強化が必要なこと、食材業者への発注業務も流動的な対応が困難になること等々様々な課題や調整事項を整理するため、さらに研究し、慎重に検討を進めていきたいと考えていますとのお答えでした。もう少し前向きな具体的な計画を伺えると期待していたので、残念でした。

今月4日になりますが、文部科学省から学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果についてが公表されました。令和元年12月1日現在、実施しているが438件で26%、準備、検討しているが524件で31.1%、実施を予定していないが724件で42.9%との状況とのことです。

そこで、お伺いします。国は学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果を11月に公表したが、上田市教育委員会はどうのような回答をしたか、お伺いします。

◎教育長（峯村秀則君）

学校給食費の公会計化についてでございますが、文部科学省より令和元年7月31日付で「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進」についての通知がございまして、教職員の負担軽減等の観点から、学校給食費は地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収、管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行うことの推進が求められております。

平成28年度に文部科学省が行った調査では、全国で給食費の未納の保護者への督促を行っている学級担任は46%も存在しており、大きな負担となっているという報告もございまして、上田市の現状では、学校給食費の徴収、督促業務を主に行っているのは学校の事務職員等でございますが、教員の働き方改革による負担軽減の直接的な効果は低いというふうに考えております。

文部科学省は、各学校設置者における学校給食費の公会計化等の推進状況及び学校給食費の公会計化等を進めるに当たり支障となっている事由等を把握し、今後の推進方策の検討に活用するため、学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査が昨年12月1日現在を調査基準日として実施されました。この調査における上田市教育委員会の現状は、学校給食費を公会計化しているのかの設問については「いいえ」としてありますが、「実施に向けて準備・検討している」という回答をいたしました。

また、実施予定時期に関する調査については、令和5年度以降として回答をいたしました。

実施に向けて支障となっている事由は、「情報管理のための業務システムの導入・改修・運用に係る経費」、「人員の確保、徴収や未納等の対応における徴税部門等との連携」と回答いたしました。回答の内容等は以上でございます。

◆10 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

平成 28 年、公立小学校、中学校の教員を対象に実施した実態調査では、小学校で 57 時間 29 分、中学校で 63 時間 20 分という 1 週間当たりの学内勤務時間を文部科学省では看過できない深刻な状況だとしています。

アンケートで今回調査した中においても、市内でも 1 件、2 件といった学校は数件、年度途中では 20 件あった、また 40 件あったといった回答の中で、最大で月に 96 件、平均で 70 件と回答される学校もありました。現場の切実な思いが伝わってきます。

ただいまの答弁の中に学校教職員でなく学校事務員がやっているからというようなご答弁ありましたが、そういうことではなく、やはりこの業務というのは学校の教職員、事務員の皆さんがやることではないと思っております。

上田市教育行政に係る事務の点検及び評価報告書においても、教員の働き方改革の推進は目標未達成の C 評価となっています。上田市においても学校給食費の公会計化は喫緊の課題と考えます。

そこで、最後の質問になりますけれども、改めて学校給食費の公会計化は具体的な実施目標を設定し、できる限り早期に実現するべきと考えますが、見解はどうかお伺いし、最後の質問といたします。

◎教育長（峯村秀則君）

ただいまのご質問につきまして、学校給食費の公会計化等に関する全国の先行事例が紹介されていることもございまして、これらを参考にしてさらに調査研究や他の市町村等の動向を探る必要があるというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして次年度の税収の減額が今後予想される中、追加でかかる費用負担を試算したところ、給食管理システム構築に関する経費は 1,400 万円、毎年のシステムの保守管理に要する経費が 120 万円、担当する職員の給与を 1 人当たり 500 万円と仮定し、常勤職員を 3 名ほど配置した場合の person 費 1,500 万円等が想定されます。このほかに口座振替、コンビニ納付手数料、通知書、納付書等の郵送料が必要となることが考えられ、市の財政にとっても大きな負担が発生いたします。学校給食費の公会計化は国からの財政的な支援がなく、果たして教職員等の負担が軽減され、教育環境の向上につながる効果が見込めるのかどうか、教育委員会で慎重に見極める必要があると考えております。以上でございます。